

大府市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の概要

1. 条例制定の趣旨

近年、建設現場等で生じた大量の建設残土が、全国各地の農地や山林に投棄され、景観悪化や崩落の危険が生じており、大府市においても、土砂等の採取や建設残土の投棄により、堆積した土砂等の崩落、粉塵の飛散、汚染された土砂等による土壌汚染等が危惧されます。

産業廃棄物と異なり、有害物質を含まない土砂等の投棄には、現在、明確な法規制がないことから、各自治体において対応していく必要があります。

そこで、土砂等の採取及び埋立て等を規制する条例を制定し、住民の生活環境の保全及び安全の確保を図ります。

なお、条例の施行は、令和2年4月1日です。

2. 条例の目的（第1条関係）

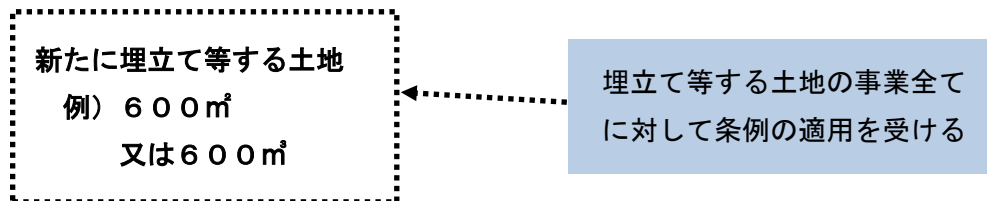
市内における土地の埋立て等（土砂等の採取並びに土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積をする行為をいいます。）について、市、事業者及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、住民の生活環境の保全及び安全の確保に寄与することを目的とします。

3. 適用事業（第3条関係）

この条例を適用する土地の埋立て等の範囲は次のとおりです。

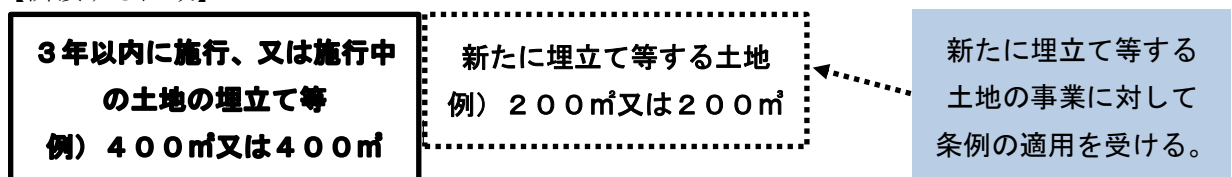
- ① 事業区域の面積が500㎡以上又は土地の埋立て等に係る土砂等の体積が500㎡以上になる場合

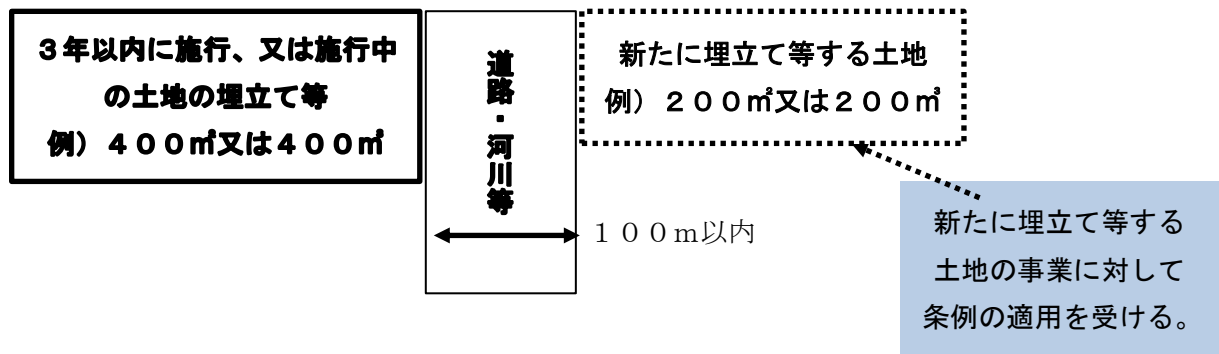
※宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を要する行為は適用除外です。



- ② 事業区域の面積が500㎡未満又は土地の埋立て等に係る土砂等の体積が500㎡未満であっても、当該事業区域に隣接する区域又は当該事業区域の周囲100mの区域内において、同一事業者が当該土地の埋立て等を施行する日前3年以内に施行し、又は施行中である土地の埋立て等に供する区域の面積を合算して500㎡以上又は体積を合算して500㎡以上になる場合

【隣接する区域】





4. 適用除外（第3条関係）

次に掲げる土地の埋立て等については、適用を除外する。

① 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等

- (1) 地方共同法人日本下水道事業団
- (2) 土地改良法により認可された土地改良区及び土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法に規定する独立行政法人
- (8) 国立大学法人法に規定する国立大学法人
- (9) 地方独立行政法人法に規定する地方独立行政法人
- (10) その他

② 他の法令の規定による許可等を受けた土地の埋立て等

- (1) 文化財保護法第125条第1項の規定による許可を要する行為
- (2) 鉱業法第21条第1項の規定による許可を要する行為
- (3) 森林法第10条の2の規定による許可を要する開発行為及び
同法第34条第2項の規定による保安林における許可を要する行為
- (4) 砂防法第4条第1項の規定による砂防指定地域における許可を要する行為
- (5) 道路法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- (6) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定による許可を要する行為
- (7) 河川法第25条又は同法第27条第1項の規定による許可を要する行為
- (8) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項又は第43条第1項の規定による許可を要する行為
- (9) 公有水面埋立法第2条の規定による免許を要する行為
- (10) 建築基準法第51条の規定による許可を要する行為
- (11) 自然公園法第33条第1項の規定による普通地域内における届出を要する行為
- (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の規定による急傾斜地崩
壊危険区域内における許可を要する行為
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物
処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において
行う行為
- (14) 土壌汚染対策法第4条第1項の規定による届出を要する行為

③ その他規則で定める土地の埋立て等

- (1) 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行われる次に定める範囲の農地改良に伴い行う土地の埋立て等
 - ア 盛土の高さ 1メートル以内
 - イ 耕作土の入替え 掘削の深さが1メートル以内
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- (3) 運動場、資材置場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等
- (4) 駐車場を設置し、又はその機能を保全するために行う土地の埋立て等
- (5) 土地所有者が自ら居住し、又は使用する建築物を建築するために行う土地の埋立て等
- (6) 採石法、砂利採取法、その他の法令等に基づく許可等がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業
- (7) 製品を製造し、又は加工する施設の区域内において行う当該製品の原材料となる土砂等の堆積
- (8) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において、当該区域外へ持ち出すことなく当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行う土地の埋立て等

5. 許可基準

以下の項目が許可基準となります。

- 事業区域内の土地の所有者や権利者の同意を得ていること。
- 隣接地権者等に対する説明会が行われていること。(当該事業区域の周囲300mの範囲内の土地に現に居住する住民が対象)
- 施工管理者を置くこと。
- 搬入する土砂に有害物質が含まれていないこと。
- 土砂等の発生場所が特定されていること。
- 土砂等の性質は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当していること。
- 「採取の施工基準」を満たしていること。(条例施行規則で定める別表第1)
 - … 採取工法、切土の標準勾配、災害対策、緑化対策などについて規定しています。
- 「埋立て等技術上の基準」を満たしていること。(条例施行規則で定める別表第2)
 - … 区域毎の保安距離の確保や埋立て等の高さ、法面の勾配 などについて規定しています。
- 「生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準」を満たしていること。(条例施行規則で定める別表第3)
 - … 施工管理体制を始め、粉じんの飛散対策や交通安全対策 などについて規定しています。
- 2年以内(土砂等の採取は1年以内)に完了する事業計画であること。

6. 罰則(第30条～第32条関係)

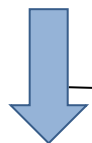
本条例の罰則を次のとおり定める。

- 措置命令に違反した事業者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 改善命令に違反した事業者は、最高で50万円以下の罰金に処する。

7. 事業の手続き（流れ）

○ 事業を開始する前に…

① 事前打合せ



許可の申請前に…

1. 土地所有者等の同意
2. 隣接地権者等に対する説明会開催

② 許可の申請（申請書等の提出） ※審査にはおよそ1か月程度必要となります。

【必要書類】

申請書： 土地の埋立て等許可申請書（第2号様式）

添付書類： 1. 土地所有者の同意書（第3号様式）

2. 説明会結果報告書（第4号様式）

3. その他規則で定める書類

（事業区域の位置を示す図面、法人の登記事項証明書、
隣接地権者等の承諾書、搬入計画 など）

○ 事業の許可がおりたら…

① 事業開始までに行うこと

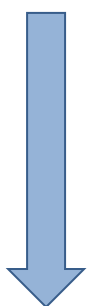


着手7日前まで ⇒ 着手の届出

着手前まで ⇒ 標識の掲示

施工管理者の設置

② 事業の開始



事業期間中

- 管理台帳の記録（毎日）
- 定期報告（土壌調査等）
職員立会いの上、事業開始から3か月毎に土壌調査し、
結果を報告（3,000㎡以内に等分した個所毎に作成）
- 事業の休止の届出、再開の届出

③ 廃止・完了

事業の廃止・完了の届出（14日以内）

事業区域を3,000㎡以内の区域に等分し、その区域毎に土壌の地質検査を実施・報告

詳細は、条例又は条例施行規則をご確認ください

【お問い合わせ先： 大府市市民協働部 環境課環境政策係 TEL：0562-85-5335